

## 市第81号議案 横浜市建築基準条例の一部改正

### 1 趣旨

「横浜市建築基準条例」について、次の視点から、それぞれ掲げる条文等を改正します。

- (1) 基準の適正化・・・・・・・・・・第4条の3
- (2) 手続きの円滑化・・・・・・・・・・第3条の2、第4条、第4条の3、第4条の4
- (3) 駐車場法施行令との整合・・・・第47条の2

### 2 改正の概要

#### (1) 基準の適正化に関する条例改正

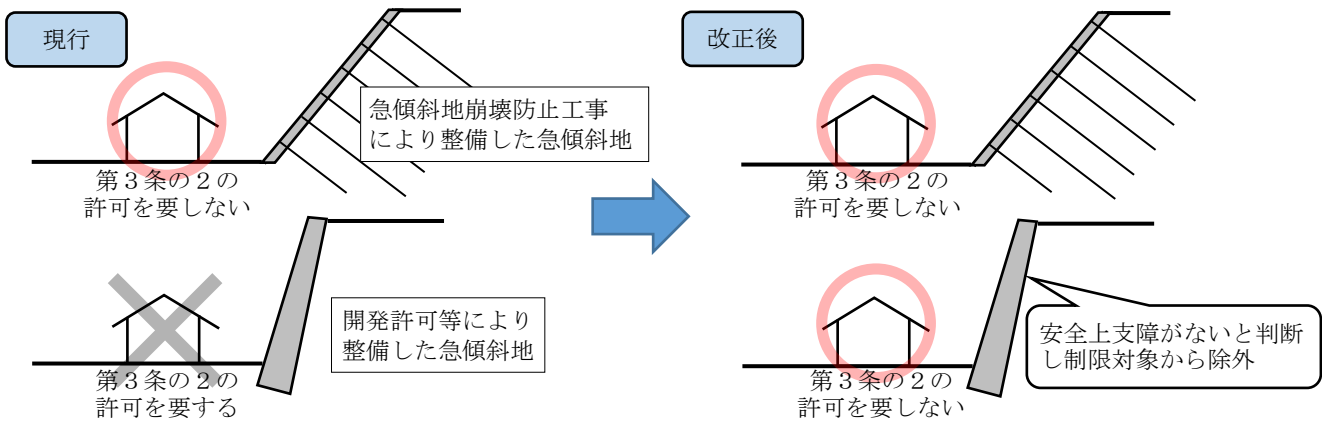
共同住宅等に関する用途地域ごとの駐車施設の附置義務について、自動車保有率の減少等の社会情勢の変化及び実態調査の結果を踏まえ、地域の実状に即した基準とするよう、改正します。

第4条の3 (駐車施設の附置義務)	近隣商業地域及び商業地域における共同住宅の住戸等の数に対する駐車施設台数の割合の最低限度を、3/10から2/10に見直し
----------------------	--

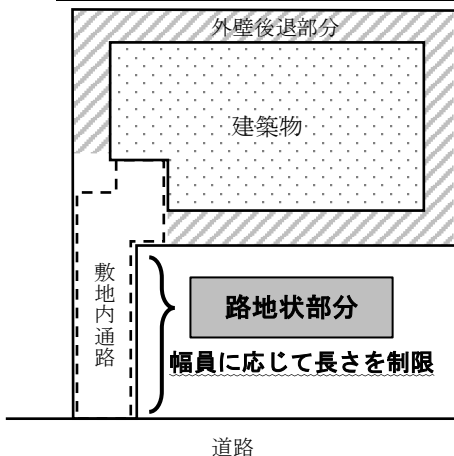
#### (2) 手続きの円滑化に関する条例改正

市長が安全上支障がないと認めて許可した場合等に適用が免除される規定について、建築確認申請の手続きの円滑化を目的とし、許可手続きの簡略化を図ります。

第3条の2 (災害危険区域内の建築物の構造制限)	開発許可を受けて整備した急傾斜地等に面する建築物は、許可を要しないで建築可とする規定を追加
-----------------------------	---



第4条 (敷地の形状の制限)	条例施行（昭和47年7月1日）前から使用されている敷地等で、安全上支障がないと認められる基準を満たす場合は、許可を要しないで建築可とする規定を新設
-------------------	---



安全上支障がないと認められる基準

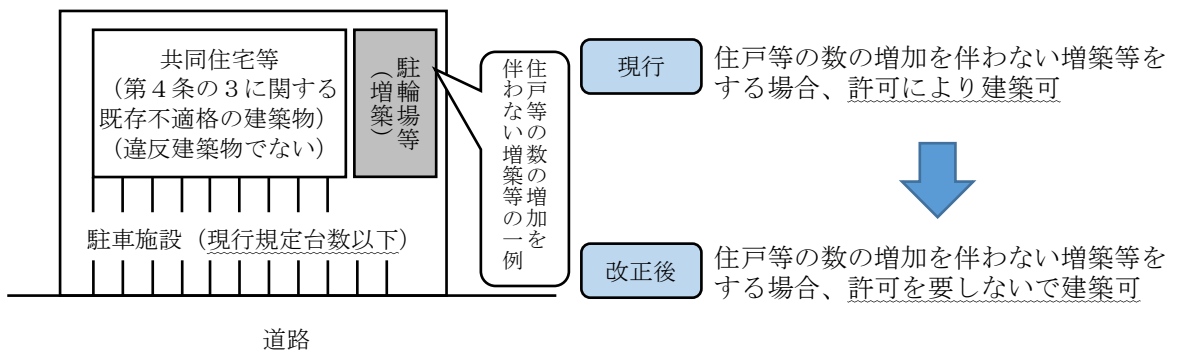
①建築物の階数が2以下であること  
②一戸建住宅、長屋等の用途に供する建築物であること  
③外壁後退距離が確保されていること（一戸建住宅を除く。）  
④敷地内通路が設けられていること（一戸建住宅を除く。）

**現行** ①から④までの基準を満たす場合、許可により建築可

↓

**改正後** ①から④までの基準を満たす場合、許可を要しないで建築可

第4条の3 (駐車施設の附置義務)	住戸等の数の増加を伴わない増築等をする場合には、許可を要しないで建築可とする規定を新設
----------------------	---

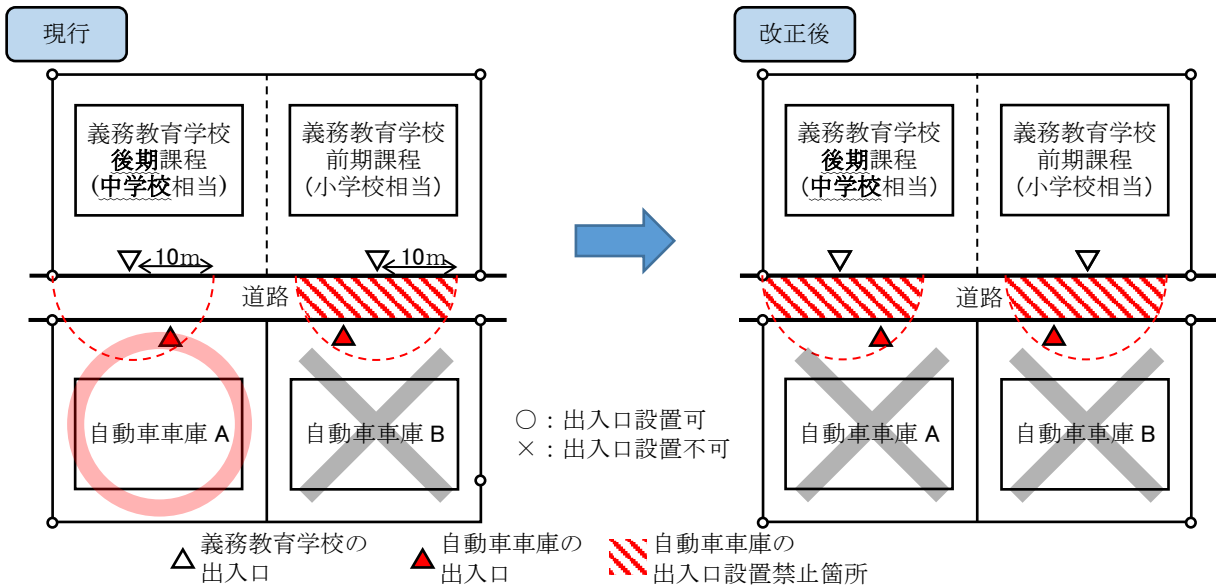


第4条の4 (日影による建築物の高さの制限)	容積率の最高限度が200%超の高度利用型地区計画の区域等、土地の高度利用を目的とした区域を、日影規制の対象としない区域に追加
---------------------------	--

### (3) 駐車場法施行令との整合を図る条例改正

駐車場法施行令と同様の制限を課している規定について、同施行令の一部改正に係る技術的助言が発出されたため、当該技術的助言との整合を図ります。

第47条の2 (自動車車庫等の出入口)	義務教育学校の後期課程(中学校相当)の用途に供する建築物の敷地の出入口付近を、自動車車庫等の出入口の設置禁止箇所とする
------------------------	---



### (4) その他所要の改正 (第56条第2項 ほか)

文言修正等を行います。

## 3 施行日

第56条第2項 (既存建築物に対する緩和)	公布の日より施行
上記以外	平成29年4月1日より施行